

ハイデルベルク信仰問答より

問 101 しかし、神の御名によって、私たちは真心のこもった方法で誓えないのでしょうか。

答え それはできます。政府が、従っている者から求める場合、あるいは神の栄光と隣人の福祉のために真実と真理を維持し促進するために必要な場合があります。そのような誓いは、神の言葉に基づいており、したがって、旧約でも新約でも神の民によって正しく用いられて来ているのであります。

第三戒 あなたは、主なるあなたの神の御名を、無意味に唱えてはならない。なぜなら、主は無意味に御名を唱える者を、罰しないではおかないからである。

十戒の第三戒に出てくる「神の御名を唱える」ということばを、本問答書は「神の御名によって誓う」ことだと説明しています。そして、軽々しく（無意味に）神の御名を持ち出して誓いを立てることが禁じられていると強調します。問101で問題となっているのは、信仰者が神の御名によって誓うべき機会はないのかということです。適切な場面、適切な態度であれば、誓いは立てられて然るべきなのではないか。キリスト者であるならば、主イエスの教え自体によって、誓いを立てることにブレーキがかけているかもしれません。

「また、あなたがたも聞いており、昔の人は、『偽りの誓いを立てるな。誓ったことは主に果たせ』とされている。しかし、私は言う。一切誓ってはならない。天にかけて誓ってはならない。そこは神の玉座である。地にかけて誓ってはならない。そこは神の足台である。エルサレムにかけて誓ってはならない。そこは偉大な王の都である。また、あなたの頭にかけて誓ってはならない。髪の毛一本すら、あなたは白くも黒くもできないからである。あなたがたは、『然り、然り』『否、否』と言いなさい。それ以上のことは、悪から生じるのだ。」（マタイ5:33-37）

主イエスの時代にも、安易に神の御名を持ち出して誓いを立てることが横行していたようです。この箇所を2015年10月4日の説教の中でしていましたので、引用してみます。

ここで、「天」「地」「エルサレム」「頭」と出てきます。どうしてこのようなものを誓いの基盤にするのかと思われるでしょう。ユダヤ人は神の御名を使うことに、ある種の恐れを持っていました。私たちが使う「主」という言葉も、実際には「ヤハウエ」と発音したのかどうか分かりません。彼らはその言葉を発音しないように「アドナイ」と言い換えていたのです。ここに律法主義の問題が隠れているのですが、彼らは「神の御名をみだりに唱えてはならない」という戒めをこのように解釈してしまいました。つまり、本来の律法の意図とは、みだりに主の御名を（例えば）誓いにおいて引き合いに出すなということが言われていると思われませんが、彼らは主の御

名を言葉として出さないことにこだわったのです。ここに根本的な律法の誤解があります。今日の「天」という言葉も、ユダヤ人は「神」の言い換えとして使っていました。もちろん、主イエスご自身も「天」という言葉をお使いになります。主イエスと一般的なユダヤ人の考え方との間には大きな開きがあります。ユダヤ人の多くは「主」の御名によって誓うのではなく、「天」において誓うのであれば、一度誓ったことも容易に取り消すことができると思っていたのです。「地」も「エルサレム」も意味としては同じです。すべて神の代わりとして引き合いに出されているものにほかなりません。では、「頭」とは何か。頭はその人の命を象徴するものであり、もしこの誓いを破ったら、私は死んで償うという意味になるでしょう。これもまた「神」の代わりに引き合いに出されているものです。（マタイ福音書講解説教 No. 40「真実のみ」より）

聖書では「空虚な誓い」はいつの時代にも禁じられており、人は言葉と行為において一致していることが求められています。誓いが守れないならば誓いは立てない方がよい。しかし、本問答の「答え」の中でも教えられているように、誓いを立てるべき厳粛な場面が人生には所々に存在します。ここでは二つの状況が取り上げられています。

①政府が、従っている者から求める場合

（別訳：権威者が国民にそれを求める場合）

上に立つ権威によって、私たちの証言が真実であることの誓いが求められたとき、それには応じるべきだということです。そのようなとき、「一切誓うな」と言われているからと言って拒否するならば、かえって不信感を抱かれるかもしれません。朝岡氏は、本問答書が書かれた時代背景があることを指摘しておられます。

「特にここでのポイントは、当時、急進的な改革を唱え、実践していた再洗礼派の人々に対する反駁の意図がありました。彼らは自分たちがすでに神の国に所属しているゆえに、地上のあらゆる権威には服さないと主張し、裁判や宣誓、納税や兵役を一切拒否する姿勢を保っていました。」
 「これに対して 101 問は、権威者の求めに一市民として応じるべきこと、しかもそれが国家の権威の要求である以上に、神の栄光と隣人の救いという目的に照らして是とされる場合には、誠実と真実とを保ち促進するためにこれを行うことを認めている。」（p. 292-293）

②神の栄光と隣人の福祉のために真実と真理を維持し促進するために必要な場合

（別訳：神の栄光と隣人の救いのために誠実と真実とを保ち促進する必要がある場合）

ここではどのような状況が想定されているのでしょうか。それはおそらく、洗礼における受洗者の誓約、結婚式における新郎新婦の誓い、牧師接手礼における召命の証など、むしろ誠実なことばをもって神と人との前に誓うべき厳粛な場面が挙げられるでしょう。信仰者は、聖徒の交わりの中だけでなく、世の中での誓いにおいても誠意を尽くすべきです。